

令和5年度から

軽自動車税の納期限が変わります



賦課期日時点の軽自動車の取得、廃棄等の状況をより正確に反映し適正な課税を図るとともに、納付期限を十分確保するため、令和5年度から軽自動車税（種別割）の納期限を5月31日に変更します。（納期限が土、日曜日の場合は、その翌月曜日が納期限となります。）

なお、令和4年度的車検用納税証明書の有効期限は令和5年5月30日です。

賦課期日

軽自動車税の賦課期日はこれまでどおり4月1日です。毎年4月1日現在で登録されている軽自動車の所有者に対して軽自動車税（種別割）が課税されます。

納税通知書の発送時期

納期限変更に伴い、令和5年度以降の納税通知書は5月上旬に発送予定です。5月20日を過ぎても納税通知書が届かない場合は税務課にご連絡ください。

税額について

軽自動車税の税額は、車両の種別や最初の新規検査を受けた時期等により、適用される税額が異なります。詳細は町HPでご確認ください。



▲町HP

譲渡・廃車などの軽自動車等の異動手続きはお早めに！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有されている方に課税されます。譲渡、廃車、住所変更したときは、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きを行わないと引き続き課税されます。詳しくは右記へお問い合わせください。

- 原動機付自転車（125cc以下）、
小型特殊自動車（農耕作業用含む） → 役場税務課
- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車
→ 中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
- 軽自動車（三輪、四輪）
→ 軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775

税務課 ☎27-0173

期限延長

コロナ対策支援事業

3月15日が申請期限です

ごうど 子ども未来応援金

支給額 対象となる子ども1人あたり2万円

対象世帯

- ①子育て世帯（出生児から高校生世代まで）
 - ・公務員の方、高校生のみを養育している方は申請が必要です。昨年12月にお送りしている申請書で申請してください。
 - ・神戸町で児童手当を受給されている方は、支給済みです。
- ②大学生や専門学校生を持つ世帯
申請が必要です。申請者は、修学している学生の学費を負担するなど、経済的に支える割合が高い方となります。

申請方法

申請書を子ども家庭課（窓口⑦）に持参又は郵送（当日消印有効）

子ども家庭課 ☎27-0176

頑張れ！ごうど事業者応援金

支給額 法人：10万円 個人：5万円

対象者

令和3年12月1日以前から1年以上継続して町内で事業を営んでおり、今後も継続して神戸町内で事業を営む意思がある中小企業者（法人及び個人事業者）。

要件

主たる事業の収入が令和元年～3年のいずれかで年間120万円を超えており、次の要件に該当し、町税に未納が無いこと。

令和3年11月1日～令和4年11月30日の期間で、任意に指定した連続する3か月間の事業収入（売上）の合計額が、前年（1年前）、又は前々年（2年前）、3年前同期のいずれかの合計額と比べて20%以上減少している。

まちづくり戦略課 ☎27-0172